

🔦 暮らしの豆知識 インターネット通販のトラブルに注意!

【事例1】 ネット通販でブラウスを注文したが、届いた商品はサイトに載っていた写真と色合いが違い、布も丈夫な生地と思っていたのにペラペラだった。返品を申し出ると「不良品や商品の間違いではないので返品には応じられない」と言われた。

【事例2】 SNSの広告に出ていたショッピングサイトでワンピースを注文したが、届いた商品はサイトに掲載されていた写真のイメージと違っていた。交換を申し出ようとサイトを確認したところ、不審なサイトで電話番号も実在しなかった。

通信販売は、店舗で商品を探す手間が省ける、近くの店舗では販売していない商品を購入できるといったメリットがある一方、「イメージと違う」「色や質感が広告と違う」といったトラブルになる可能性があることを認識しましょう。

【消費者へのアドバイス】

- ①通信販売は特定商取引法上のクーリング・オフ制度はありません。返品については事業者が決めた特約(返品特約)に従うことになります。「返品特約」が定められていない場合は、商品受領日から8日以内であれば、送料は消費者負担で返品が可能です。
- ②返品特約で返品の可否(「イメージと違う」などの理由でも返品できるのかなど)や、返品・交換の条件を、申し込み前に必ず確認しましょう。
- ③事業者には通販サイトに、返品特約を含め事業者の名称や住所、電話番号、販売価格や責任についての表記の記載が義務付けられています。購入申し込み前に必ず確認しましょう。
- ④困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

就活トラブル

質問 私は現在就活中の大学4年生です。先日、第2希望であるA社から内定を頂いたのですが、できれば第1希望であるB社の求人にも応募したいと考えています。しかし、A社からは、「入社誓約書」に署名・押印するよう求められており、これに応じない場合には内定を取り消すと言われております。どうしたらよいでしょうか。

回答 近年、就活中の方に対して「入社誓約書」といった書面の作成を求める会社が増えています。その内容は、これ以降就活をしないことを求めるものなので、「就活終われハラスメント(オワハラ)」などとも呼ばれているようです。

しかし、本来どの会社に応募するのかといった就活の自由は、職業選択の自由として憲法上保障されているものです。したがって、このような書面の作成に応じる法的義務はないといえます。また、仮に書面の作成に応じてしまったとしても、それによって法的な拘束力は生じないと考えられています。

その他、A社は内定の取り消しをすとも予告しています。しかし、内定が成立すると、判例上、一種の労働契約(始期付解約権留保付労働契約)が成立すると考えられています。したがって、会社側の都合で安易に内定を取り消すことはできません。少なくとも、上記質問のように、法的拘束力のない「入社誓約書」の作成に応じないという理由で内定を取り消すことは、一般的に難しいと思われます。

就活生は立場上、不本意ながら内定先の言いなりになってしまうケースが多いと思います。就活中のトラブルについては、遠慮なく最寄りの弁護士にご相談ください。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 鮎田謙一(弁護士)

2月各種無料相談

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑯を除く)。
※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

①法律相談 問秘書広報課 ☎0373

法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)
※2日前の水曜日午前9時から電話予約(水曜日が祝日の場合は翌日午前9時から)

祝日の場合は翌日午前9時から
日毎週金曜日 午後1時20分～4時
場市民相談室
定8人(電話による事前予約制)

②税理士相談 問秘書広報課 ☎0373

相続税など税金全般についての相談
※2週間前の月曜日午前9時から電話予約

日2月7日(月) 午後1時～4時
場市民相談室
定6人(電話による事前予約制)

③不動産相談 問秘書広報課 ☎0373

マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)

日2月14日(月) 午後1時～4時
2月28日(月) 午前9時～正午
場市民相談室

④暮らしの相談 問秘書広報課 ☎0373

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)

日2月9日(水) 午後1時30分～3時30分
場市民相談室

⑤行政書士相談 問秘書広報課 ☎0373

官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続などについての相談

日2月21日(月) 午後1時～4時
場市民相談室

⑥司法書士相談 問秘書広報課 ☎0373

土地・建物の所有権移転登記、相続などについての相談
※2週間前の木曜日午前9時から電話予約

日2月17日(水) 午後1時～4時
場市民相談室
定6人(電話による事前予約制)

⑦DV相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811

DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)

日毎週月・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
※面談の場合は要予約
☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

⑧女性相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811

女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)

日毎週火～木曜日 午前10時15分～午後0時30分 午後1時30分～3時45分
場駅前出張所内相談室
定4人(電話による事前予約制)

⑨人権相談 問人権・男女共同参画課 ☎0811

プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が対応)

日2月10日(水) 午後1時～4時
場市民相談室

⑩心配ごと相談 問社会福祉協議会 ☎995-3636

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)

日2月2日(水)・16日(水) 午後1時～4時
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616
(心配ごと相談専用電話)

⑪生活困窮者自立相談 問社会福祉課 ☎0493

経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)

日毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場社会福祉課 ☎949-6317
(生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑫こころの健康相談 問保健センター ☎995-3381

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)

日2月7日(月) 午後1時～2時30分
場保健センター
定2人(電話による事前予約制)

⑬消費生活相談 問商工観光課 ☎0336

悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)

日毎週月～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時
場消費生活センター
※受付は商工観光課

⑭内職相談 問商工観光課 ☎0274

内職の求人、求職のあつせん、および相談(内職相談員が対応)

日毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～3時30分
場市民相談室

⑮若年者就職相談 問ゆまにて ☎996-0123

若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)

日2月2日(水)・16日(水) 午前10時～正午 午後1時～4時
場勤労青少年ホームゆまにて
定5人(電話による事前予約制)

⑯教育相談 問教育相談所 ☎995-0077

児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関する事など教育についての相談(専任教育相談員が対応)

日毎週月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時
場教育相談所(八条小学校西隣)

⑰家庭児童相談 問子育て支援課 ☎0472

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)

日毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時
場家庭児童相談室

⑱子育て相談 問だいら児童館 ☎999-0321

子育ての不安や悩みごとについての相談(家庭教育アドバイザーが対応)

日2月17日(水) 午前9時～正午
場だいら児童館(わんぱる)
定3人(電話による事前予約制)

⑲子育てコーディネーター 問子育てはつとステーション ☎951-0229

就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談

日毎週月～金曜日 午前10時～午後4時
場やしお子育てはつとステーション

⑳休日・夜間納税相談 問納税課 ☎0330

市税・国民健康保険税の納付についての相談
※相談はなるべく電話でお願いします

日2月6日(日) 午前9時～午後4時
毎週木曜日 午後5時15分～7時
場納税課